

# 経 済 産 業 省

20161107商局第1号  
平成28年11月30日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正  
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商  
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、平成29年1月1日から適用する。

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号) 【別表第十二関係】

(傍線部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(H26) ～ J60238(H25)	(略)	(略)	(略)	J60065(H26) ～ J60238(H25)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60238(H20)</u>	<u>ねじ込みランプソケット</u>	<u>JISC8280:2007</u>	<u>IEC60238(2004)</u> に対応 <u>J60238(H25)の</u> <u>施行後、3年間</u> <u>有効</u>
J60245-1(H23) ～ J60335-2-37(H20)	(略)	(略)	(略)	J60245-1(H23) ～ J60335-2-37(H20)	(略)	(略)	(略)

J60335-2-38(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－38部:グリドル グリルの個別要求事項	JISC9335-2-38(2016)	IEC 60335-2-38(2002), Amd. No. 1 (2008)に 対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-38(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－38部:業務用電気 グリドル及びグリドル グリルの個別要求事項	JIS C 9335-2-38(2005)	IEC60335-2-38 (2002)に対応 <u>平成31年12月 31日まで有効</u>	J60335-2-38(H20)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－38部:業務用電気 グリドル及びグリドル グリルの個別要求事項	JIS C 9335-2-38(2005)	IEC60335-2-38 (2004)に対応
J60335-2-39(H28)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－39部:業務用多 目的調理鍋の個別要求 事項	JISC9335-2-39(2016)	IEC60335-2-39 (2012)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-39(H20)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－39部:業務用多 目的調理なべの個別要 求事項	JIS C 9335-2-39(2005)	IEC60335-2-39(2002), Amd. No. 1 (2004)に 対応 <u>平成31年12月 31日まで有効</u>	J60335-2-39(H20)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－39部:業務用多 目的調理なべの個別要 求事項	JIS C 9335-2-39(2005)	IEC60335-2-39(2002), Amd. No. 1 (2004)に 対応
J60335-2-40(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-40(H20)	(略)	(略)	(略)

J60335-2-41 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-41部：ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-41:2015	IEC60335-2-41 (2012) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-41 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-41部：ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-41:2006	IEC60335-2-41 (2002) に対応 平成31年12月31日まで有効	J60335-2-41 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-41部：ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-41:2006	IEC60335-2-41 (2002) に対応
J60335-2-42 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-42部：業務用コンベクションオープン、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42:2016	IEC60335-2-42 (2002), Amd. No. 1 (2008) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-42 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-42部：業務用コンベクション、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42:2005	IEC60335-2-42 (2002) に対応 平成31年12月31日まで有効	J60335-2-42 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-42部：業務用コンベクション、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42:2005	IEC60335-2-42 (2002) に対応
J60335-2-43 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-43 (H20)	(略)	(略)	(略)

J60335-2-44 (H20)				J60335-2-44 (H20)			
<u>J60335-2-45 (H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－45部：可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-45:2016</u>	<u>IEC 60335-2-45 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2011) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-45 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－45部：可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-45:2005	IEC60335-2-45 (2002)に対応 <u>平成31年12月31日まで有効</u>	J60335-2-45 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－45部：可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-45:2005	IEC60335-2-45 (2002)に対応
<u>J60335-2-47 (H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－47部：業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-47:2016</u>	<u>IEC 60335-2-47 (2002), Amd. No. 1 (2008) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-47 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－47部：業務用電気煮炊きなべの個別要求事項	JIS C 9335-2-47:2005	IEC60335-2-47 (2002)に対応 <u>平成31年12月31日まで有効</u>	J60335-2-47 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－47部：業務用電気煮炊きなべの個別要求事項	JIS C 9335-2-47:2005	IEC60335-2-47 (2002)に対応

J60335-2-48(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部:業務用グリル及びトースタの個別要求事項	JIS C 9335-2-48:2016	IEC 60335-2-48(2002), Amd. No. 1(2008) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-48(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部:業務用グリル及びトースタの個別要求事項	JIS C 9335-2-48:2005	IEC60335-2-48(2002)に対応 平成31年12月31日まで有効	J60335-2-48(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部:業務用グリル及びトースタの個別要求事項	JIS C 9335-2-48:2005	IEC60335-2-48(2002)に対応
J60335-2-49(H27) ・ J60335-2-49(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-49(H27) ・ J60335-2-49(H20)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-50(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－50部:業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50:2016	IEC 60335-2-50(2002), Amd. No. 1(2007) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-50(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－50部:業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50:2005	IEC60335-2-50(2002)に対応 平成31年12月31日まで有効	J60335-2-50(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－50部:業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50:2005	IEC60335-2-50(2002)に対応

J60335-2-51(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－51部:給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-51:2015	IEC 60335-2-51(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2011) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-51(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－51部:給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-51:2006	IEC60335-2-51(2002)に対応 平成31年12月31日まで有効	J60335-2-51(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－51部:給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-51:2006	IEC60335-2-51(2002)に対応
J60335-2-52(H20) ～ J60335-2-56(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-52(H20) ～ J60335-2-56(H20)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-58(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－58部:業務用食器洗浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-58:2016	IEC 60335-2-58(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2015) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-58(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－58部:業務用の電気式食器洗浄機の個	JIS C 9335-2-58:2005	IEC60335-2-58(2002)に対応 平成31年12月31日まで有効	J60335-2-58(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－58部:業務用の電気式食器洗浄機の個	JIS C 9335-2-58:2005	IEC60335-2-58(2002)に対応

	別要求事項				別要求事項		
J60335-2-59 (H27)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-59 (H27)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-59 (H20)				J60335-2-59 (H20)			
<u>J60335-2-60 (H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－60部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-60:2016</u>	<u>IEC 60335-2-60 (2002), Amd. No. 1 (2004), Amd. No. 2 (2008) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-60 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－60部：渦流浴槽の個別要求事項	JIS C 9335-2-60:2005	IEC60335-2-60 (2002)に対応 平成31年12月31日まで有効	J60335-2-60 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－60部：渦流浴槽の個別要求事項	JIS C 9335-2-60:2005	IEC60335-2-60 (2002)に対応
J60335-2-61 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-61 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-64 (H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－64部：業務用ちゅう(厨)房機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-64:2016</u>	<u>IEC 60335-2-64 (2002), Amd. No. 1 (2007) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60335-2-64 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－64部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-64:2005	IEC60335-2-64 (2002)に対応 <u>平成31年12月31日まで有効</u>	J60335-2-64 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－64部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-64:2005	IEC60335-2-64 (2002)に対応
J60335-2-65 (H20) ～ J60335-2-73 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-65 (H20) ～ J60335-2-73 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-74 (H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－74部：可搬形浸せきヒータの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-74:2016</u>	<u>IEC 60335-2-74 (2002), Amd. No. 1 (2006), Amd. No. 2 (2009) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-74 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－74部：可搬形浸せきヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-74:2005	IEC60335-2-74 (2002)に対応 <u>平成31年12月31日まで有効</u>	J60335-2-74 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－74部：可搬形浸せきヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-74:2005	IEC60335-2-74 (2002)に対応
J60335-2-75 (H20) ～ J60335-2-	(略)	(略)	(略)	J60335-2-75 (H20) ～ J60335-2-	(略)	(略)	(略)

84 (H25)				84 (H25)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60335-2-84 (H14)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全</u> <u>パート2：電気トイレ</u> <u>の個別要求事項(3版対応のパート1を併用する)</u>	<u>別紙97</u>	<u>IEC60335-2-84 (1998)に対応</u> <u>J60335-2-84 (H25)の施行後、3年間有効</u>
J60335-2-85 (H20) ～ J60335-2-94 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-85 (H20) ～ J60335-2-94 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-96 (H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－</u> <u>第2－96部：室内暖房</u> <u>のためのシート状の可</u> <u>とう性電熱素子の個別</u> <u>要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-96:2016</u>	<u>IEC 60335-2-96 (2002), Amd. No . 1 (2003), Amd. No. 2 (2008) に</u> <u>対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-96 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－96部：室内暖房 のためのシート状の可 とう性電熱素子の個別 要求事項	JIS C 9335-2-96:2005	IEC60335-2-96 (2002), Amd. No . 1 (2003) に 対 応 <u>平成31年12月</u> <u>31日まで有効</u>	J60335-2-96 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－96部：室内暖房 のためのシート状の可 とう性電熱素子の個別 要求事項	JIS C 9335-2-96:2005	IEC60335-2-96 (2002), Amd. No . 1 (2003) に 対 応

J60335-2-98 (H20) ・ J60335-2-100 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-98 (H20) ・ J60335-2-100 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-101 (H28)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ <u>第2-101部:電気くん蒸器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-101:2016</u>	<u>IEC 60335-2-101 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2014) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-101 (H25)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 電気くん蒸器の個別要求事項	JIS C 9335-2-101:2011	IEC60335-2-101 (2002)に対応 <u>平成31年12月31日まで有効</u>	J60335-2-101 (H25)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 電気くん蒸器の個別要求事項	JIS C 9335-2-101:2011	IEC60335-2-101 (2002)に対応
J60335-2-102 (H20) ～ J60598-2-6 (H25)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-102 (H20) ～ J60598-2-6 (H25)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60598-2-6 (H14)</u>	<u>照明器具</u> <u>パート2:個別要求事項</u> <u>セクション6:変圧器内</u> <u>蔵白熱灯(4.1版対応</u> <u>のパート1を併用する)</u>	<u>別紙122</u>	<u>IEC60598-2-6 (1994), Amd. No. 1 (1996)に対応</u> <u>J60598-2-6 (H25)の施行後、3</u>

							年間有効
J60598-2-7(H25)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-7(H25)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60598-2-7(H14)</u>	照明器具 パート2:個別要求事項 セクション7:可搬式庭園灯器具(4. 1版対応のパート1を併用する)	別紙123	<u>IEC60598-2-7(1982)</u> , Amd. No. 1(1987), Amd. No. 2(1994)に対応 <u>J60598-2-7(H25)</u> の施行後、3年間有効
J60598-2-8(H27) ～ J60598-2-9(H25)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-8(H27) ～ J60598-2-9(H25)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60598-2-9(H14)</u>	照明器具 パート2:個別要求事項 セクション9:写真及び映画照明器具(ノンプロフェッショナル)(4. 1版対応のパート1を併用する)	別紙125	<u>IEC60598-2-9(1987)</u> , Amd. No. 1(1993)に対応 <u>J60598-2-9(H25)</u> の施行後、3年間有効

J60598-2-11 (H26) ～ J60598-2-17 (H25)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-11 (H26) ～ J60598-2-17 (H25)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60598-2-17 (H14)</u>	<u>照明器具</u> <u>パート2:個別要求事項</u> <u>セクション17:舞台照</u> <u>明、テレビ、映画及び写</u> <u>真スタジオ用の照明器</u> <u>具(屋外、屋内用)(4.</u> <u>1版対応のパート1を</u> <u>併用する)</u>	<u>別紙126</u>	<u>IEC60598-2-17</u> <u>(1984), Amd. No</u> <u>.1(1987), Amd.</u> <u>No.2(1990) に</u> <u>対応</u> <u>J60598-2-17(H</u> <u>25)の施行後、3</u> <u>年間有効</u>
J60598-2-19 (H23) ・ J60598-2-20 (H25)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-19 (H23) ・ J60598-2-20 (H25)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60598-2-20 (H14)</u>	<u>照明器具</u> <u>パート2:個別要求事項</u> <u>セクション20:ライティ</u> <u>ングチェーン(4. 1版</u> <u>対応のパート1を併用</u> <u>する)</u>	<u>別紙128</u>	<u>IEC60598-2-20</u> <u>(1996), Amd. No</u> <u>.1(1998) に 対</u> <u>応</u> <u>J60598-2-20(H</u> <u>25)の施行後、3</u>

							年間有効
J60598-2-22 (H27) ～ J60838-1 (H25)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-22 (H27) ～ J60838-1 (H25)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J60838-1 (H20)	<u>ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験</u>	JISC8121-1:2005	<u>IEC60838-1 (1997), Amd. No. 1 (1999), Amd. No. 2 (2002) に対応 J60838-1 (H25) の施行後、3年間有効</u>
J60838-2-1 (H25)	(略)	(略)	(略)	J60838-2-1 (H25)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J60838-2-1 (H20)	<u>ランプソケット類－第2－1部：S 1 4形ランプソケットに関する安全性要求事項</u>	JISC8121-2-1:2000	<u>IEC60838-2-1 (1994), Amd. No. 1 (1998) に対応 J60838-2-1 (H25) の施行後、3年間有効</u>

J60884-1 (H28) ～ J61347-1 (H25)	(略)	(略)	(略)	J60884-1 (H28) ～ J61347-1 (H25)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61347-1 (H20)</u>	<u>ランプ制御装置－ 第1部：一般及び安全性 要求事項</u>	<u>JISC8147-1:2005</u>	<u>IEC61347-1 (2000) に対応 J61347-1 (H25) の施行後、3年 間有効</u>
J61347-2-1 (H25) ～ J61347-2-3 (H25)	(略)	(略)	(略)	J61347-2-1 (H25) ～ J61347-2-3 (H25)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61347-2-3 (H20)</u>	<u>ランプ制御装置－ 第2－3部：交流電源用 蛍光灯電子安定器の個 別要求事項</u>	<u>JISC8147-2-3:2005</u>	<u>IEC61347-2-3 (2000) に対応 J61347-2-3 (H25) の施行後、3 年間有効</u>
J61347-2-8 (H25)	(略)	(略)	(略)	J61347-2-8 (H25)	(略)	(略)	(略)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61347-2-8(H20)</u>	<u>ランプ制御装置－ 第2－8部:蛍光灯安定器の個別要求事項</u>	<u>JISC8147-2-8:2005</u>	<u>IEC61347-2-8(2000)に対応 J61347-2-8(H25)の施行後、3年間有効</u>
J61347-2-9(H25)	(略)	(略)	(略)	J61347-2-9(H25)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61347-2-9(H20)</u>	<u>ランプ制御装置－ 第2－9部:放電灯安定器個別要求事項(蛍光灯を除く)</u>	<u>JISC8147-2-9:2005</u>	<u>IEC61347-2-9(2000), Amd. No. 1(2003)に対応 J61347-2-9(H25)の施行後、3年間有効</u>
J61347-2-10(H20) ～ J8528-8(H16)	(略)	(略)	(略)	J61347-2-10(H20) ～ J8528-8(H16)	(略)	(略)	(略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2～表5 (略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2～表5 (略)